

第3回清川村環境審議会会議録

日時 令和8年3月23日(月)午前10時00分～午前11時30分
場所 清川村役場庁舎3階 第2・3会議室
出席者 清川村環境審議会委員8名(欠席4名)
環境上下水道課員4名

1 開 会 事務局(進行を兼ねる)

2 あいさつ 会長あいさつ

3 案 件

- ・ 本日の出席委員は、委員12名中8名の出席となっており、協議会規則第4条第2項の規定により、会議は成立することを報告した。
- ・ この後の進行については、協議会規則第3条2項の規定により、会長が行う。

(1) 清川村環境基本計画の答申について

- ・ 事務局から資料1(清川村環境基本計画〈計画成案〉)、2(清川村環境基本計画修正点一覧)、3(清川村環境基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果等について)により概要説明するとともに、2月16日開催の第2回会議時に清川村長より受けた諮問に対する答申に関し、別紙(清川村環境基本計画の策定について〈答申案〉)に基づき説明を行う。
- ・ 委員からの質問等は次のとおり。

委員) 資料2の「P13 根菜類や鉄手作りの～」とあるが「鉄」は誤字だろうか。

また、P51の通勤定期券では通勤を限定してしまっているのでは、通勤は削除した方がよいのではないだろうか。

事務局) 「鉄」は必要ないので削除いたします。

委員) 資料1のP5 バイオマスプラスチックと記載されているが、バイオプラスチックという言葉もあり、どちらも意味を持っている。

ここの文の流れでいくと、バイオプラスチックの方がより広い意味で使われているので変更した方がよいと思う。

事務局) 「バイオプラスチック」に修正いたします。

委員) この計画の期間が2035年までということであったが、2030年にSDGsが目標年度を迎え、国としても新たなSDGsを策定するのか、期間延長するのか見えていない。

2030年にどのような動きになるのか、ちょうどこの計画の期間が半分の見直しの5年目になるので、SDGsがどうなるのかを意識していく必要があると思う。

事務局) 村として、この計画の見直しをどこまで手をつけるかという部分もあるので、文章の中に一文追加するように対応したいと思う。

事務局) 前回の審議会終了時に委員から資料1のP19の宮ヶ瀬湖についての説明があるが、16市5町に供給していると記載されているが、その横にある図には15市5町しか該当

の色が塗られていないとのご指摘をいただきました。

国土交通省に確認した結果、二宮町と小田原市の境の小田原市側の一部に給水している箇所があるという回答をいただいたので、16市5町で問題ないことを報告させていただく。

委員) 答申の案について、下から5行目の「地の利」という言葉は引っかかる。

事務局) 「地域の特性」にするのはいかがでしょうか。

委員全員) 異議なし

事務局) 一番最後の一文で「推進していくと予想され」というのは、審議会さんから村長に対しての回答なので「推進していくことを期待し」に変更するのかがいかがでしょうか。

委員全員) 異議なし

委員) 答申の中に記載されている「90%が山林を占め、十分な温室効果ガスの吸収源となり得ることから」というのは、村にどのようなメリットがあるのか。

また、「Jクレジットで売れると思うがお金に換算するなどの具体的な数字を出すことができるのか。

事務局) 売ったお金は森林整備に充てられているので、そこが村の利点として挙げられる。

また、国からの認定の最中であるため、具体的な数字に関しては今の段階では予算化がされていない。

以上のことから、いただいた意見のとおり答申を見直すということによろしいか。

委員全員) 異議なし

15分間の休憩

○ 村長出席

○ 村長よりいただいている諮問に対し、会長より答申を行う。

会長より答申書の朗読および答申書の受け渡し。

会長) これまで環境施策に関する計画等がなかった本村にとって、環境行政の道しるべとなるこの清川村環境基本計画は、本村の雄大な自然が創り出す景観の保持、衛生的な地域の形成を図っていくうえで大変重要な計画となる。

清川村環境基本計画の策定に関しては、村内在住者、村内事業者をはじめ、小中学生といった低年齢層など年齢や性別を問わず実施したアンケート調査によって広く本村における環境に関する課題を把握し、その解決に当たっては、われわれ村民、事業者はもとより年間約230万人が来村する観光客を含め、それぞれの立場の明確な役割が示されている。

また、喫緊の課題である温室効果ガスの排出抑制に当たっては、神奈川県地球温暖化対策計画において示される温室効果ガス排出量の削減目標を目指していくが、この雄大な自然を有する本村は、約90%を山林が占め、十分な温室効果ガスの吸収源となり得ることから、その森林吸収量の多さを地域の特性として十分に生かした地球温暖化地方公共団体実行計画（区域施策編）となっている。

これまでの環境施策に清川村環境基本計画で掲げる諸施策を加えることで、本村の自然が創り出す景観の保持、水源林の保全等がより加速し、効果的に推進していくことを期待し、清川村らしい適切な計画であると判断した。

○ 村長あいさつ

村 長) 会長から、2月16日に私から諮問させていただきました「清川村環境基本計画の策定について」の答申をいただきました。

皆さんにご審議いただいた清川村環境基本計画(案)については、今後10年にわたって清川村の環境行政の道しるべとして4月1日より施行してまいりたいと考えております。

委員の皆さまには大変ご苦勞をおかけしましたことを改めて感謝申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○ 村長と委員全員で記念撮影。

記念撮影後、村長が所用により退席。

(2) その他

事務局) 令和7年度は本日が最後の会議となる。

任期が令和8年10月1日までとなっていることから、この間にもう一度会議を開きたいと考えている。

年度が替わると、選出した委員の皆さんも異動があるかもしれないので、その場合は事務局にご報告いただきたい。

6 閉 会 副会長あいさつ